

健康経営の取り組みに活用できる助成制度の例



受動喫煙防止対策助成金（国）

喫煙専用室の設置・改修などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などを助成するもの

上限額 100万円

助成率 飲食店を営んでいる事業者は2/3それ以外は1/2

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



産業保健関係助成金（独立行政法人労働者健康安全機構）

● ストレスチェック助成金

小規模事業場が医師と契約してストレスチェックを実施した場合、助成金（1人につき500円、面接指導等1回につき最大21,500円）を受けられるもの

● 職場環境改善計画助成金

ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を行った場合、助成金（最大10万円）を受けられるもの

● 小規模事業場産業医活動助成金

小規模事業場が産業医等と契約して産業医活動等を実施した場合、助成金（最大60万円）を受けられるもの

● 治療と仕事の両立支援助成金

事業者の方が労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度を導入または適用した場合に事業者が費用の助成を受けられるもの

URL : <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



● その他の助成制度については、こちらをご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000208406.html>



● 健康経営に関する基本的な情報は、経済産業省ホームページへ！

URL : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html



事業者の皆様へ

健康経営のすすめ

健康経営の取り組みを進めましょう！



健康経営とは

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることと期待されます。



健康経営の取り組みは企業の業績向上や企業価値向上につながります！



健康経営の取り組みを行うメリット

従業員の健康増進
従業員の活力向上

優秀な人材の獲得
人材の定着率の向上

経営課題解決に向けた
基礎体力の向上

企業の成長
ポテンシャルの向上

イノベーションの
源泉の獲得・拡大

組織の活性化
生産性の向上

業績向上
企業価値向上

健康経営の始め方

1 「健康宣言」を実施しよう	健康経営を経営理念の中に明文化し、企業として取り組む姿勢を社内外に発信しましょう。 ※中小規模事業者の方は、医療保険者が実施する「健康宣言」事業に参加しましょう。
2 実施できる環境を整えよう	経営層全体で取り組みの必要性を共有したり、担当者・担当部署を設置したりするなど、取り組みやすい体制をつくりましょう。
3 具体的な対策をしよう	自社の健康課題を見つけ出し、目標を設定した上で施策を実行しましょう。
4 取り組みを評価する	経営層を含めて、施策の効果を確認し、現状の取り組みの評価を次の取り組みに生かしていきましょう。



健康経営の具体的な取り組みとは？

例えば...

- 徒歩または自転車通勤をする従業員に手当を支給
- 在宅勤務やフレックスタイム制度の導入
- ストレスチェック制度の導入
- 従業員のがん検診費用を補助
- インフルエンザ等の予防接種費用を補助
- 受動喫煙防止プログラムの実施



健康経営の取り組み事例集もご参考にしてください！



URL : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkokeieiyuryohojin2021_jireisyu210325.pdf

ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット

「事業者の皆様へ 健康経営のすすめ 健康経営の取り組みを進めましょう！」

2022年3月発行

編集・発行：藤沢市経済部産業労働課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466-50-8222（直通）

デザイン・装丁：有限会社湘南グッド

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営に係る顕彰制度について

経済産業省では、健康経営に係る各種顕彰制度を通じて、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、社会的な評価を受けることができる環境を整備しています。大規模法人の上位層を対象とした健康経営銘柄、健康経営優良法人「ホワイト500」に加え、2020年度から中小規模法人の上位層を対象とした冠を創設し、「健康経営優良法人の中でも優れた企業」かつ「地域において健康経営の発信を行っている企業」を「ブライツ500」として認定しています。



URL : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定を受けている企業へお話を伺いました

株式会社 テクモ

住所：藤沢市石川5丁目27番地の1 PKG湘南ビル2F
創立：1970年8月
事業概要：自動車・建設機械を中心に開発協力を行うエンジニアリング会社
従業員数：180人
2020年度から3年連続で健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定を受けています



Q いつ頃から健康経営の取り組みを始めましたか。

A 創業時から、デスクワークが多く運動する機会が少なかったことや、従業員同士の交流を図ることを目的にスポーツ大会や親睦会、社員旅行等が盛んに行われていました。そのため、健康経営を特別に意識して取り組みを始めたというよりは、これまで実施していたことの延長線上で取り組みを始めました。



Q 取り組みを始めたきっかけはなんですか。

A 従業員のための子育て支援を制度化している事業者を、神奈川県が条例により認証する制度「かながわ子育て応援団」の認証を2013年に受けたことがきっかけとなり、その後、健康保険組合連合会の「健康優良企業」の認定を受けました。これまでも社員の福利厚生等に力を注いできたことから、社員の個々の意識を高めるためにも健康経営優良法人の認定を受けようと考えました。

Q 健康経営の取り組みとして具体的にどんな取り組みをしていますか。

A 毎朝ラジオ体操の実施、スポーツ大会（野球・フットサル・バスケ等）、運動のイベント（ウォーキングキャンペーン）、生活習慣病予防のための勉強会、インフルエンザワクチン無料（従業員と家族分）、歯科検診無料、乳がん検診無料、ストレスチェックの実施、メンタルヘルスケアとして年1回の面談、産業医と産業カウンセラーと契約。2008年にリハビリ勤務規定を策定し、規定に基づき休職になってしまった従業員の復職を行っています。以前は休職を繰り返す従業員がいましたが、現在は繰り返す従業員はほとんどいません。

Q 現在行っている取り組みの中で、特徴的な取り組みがあれば教えてください。

A 毎朝、始業と同時にラジオ体操を実施しています。以前は、昼休み終了の5分前に実施していましたが、昼休みは睡眠を取る従業員も多く、参加者があまりいませんでした。その後始業時間の5分前に実施するようになりました。始業時間前ということもあり、こちらもなかなか参加者が増えず、現在の始業と同時に実施するようになりました。誰もができるラジオ体操を始業と同時に開始することで、適度な運動を実施することができ、かつ従業員同士のコミュニケーションの機会にもなり、社内の雰囲気も良くなりました。

Q 取り組みを実施して良かったことはなんですか。

A 従業員の健康に対する意識が高まったように感じます。健康経営優良法人の認定を受けてからは、事業を実施していく中で、「健康経営優良法人なのに、この状況でよいのか？」というような健康経営優良法人であることを意識した意見が従業員から出ることがあったり、従業員同士で互いの健康状態についてコミュニケーションを取る機会も増えたりしました。



Q 取り組みを実施して困ったことはありますか。

A 2020年に健康経営優良法人の認定を受けましたが、ちょうどコロナ禍となり、社員旅行やスポーツ大会等、たくさんの人が集まって行うような取り組みは中止を余儀なくされています。新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いたら、また従業員同士が集まれるような取り組みを実施したいと思っています。

Q 取り組みをこれから始めようという企業になにかアドバイスがあれば教えてください。

A 健康経営の取り組みは、直接的にすぐに会社の収益に繋がるものではありませんが、従業員の健康への意識が高まったり、従業員が健康になったりすることは、総合的に見て会社の財産となります。また、取り組み自体は、思っているより難しいことではなく、会社として当たり前のことのように感じます。まずはできることから始めてみて、試行錯誤していくことが良いのではと思います。



「東京証券取引所の上場会社の中から『健康経営』に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による『健康経営』の取組を促進することを目指す」ことを方針としています。

健康経営を普及拡大していく「アンバサダー」的な役割を求めるとともに、健康経営を行うことでいかに生産性や企業価値に効果があるかを分析し、それをステークホルダーに対して積極的に発信していくことを求められています。



「健康経営に取り組む優良な法人を『見える化』することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから『従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人』として社会的に評価を受けることができる環境を整備する」ことを方針としています。



グループ会社全体や取引先、地域の関係企業、顧客、従業員の家族などに健康経営の考え方を普及拡大していく「トップランナー」の一員としての役割が求められています。



健康経営を全国に浸透させるには、特に地域の中小企業における取り組みを広げることが不可欠であり、中小規模法人部門においては、個社に合った優良な取組を実施する法人を積極的に認定することで、健康経営のすそ野を広げるツールとしています。



引き続き自社の健康課題に応じた取組を実践し、地域における健康経営の拡大のために、その取組事例の発信等をする役割が求められています。

